

A：滞納者に母子家庭や障害がある人がいる世帯がいるかは把握していないが、納付相談に来て分納の約束をしている場合は、資格証明書は出していない。また、18歳未満にも資格証明書は出していない。

③保険料（税）を支払う意思があって分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。

A：短期証を出さなくては、もう納めに来なくなってしまう。収納対策としては、今後もこの方法をとっていく。

④保険料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料（税）の徴収や差押えなどの制裁行政をしないでください。

A：お金がない人に差押えはしない。納付相談にも応じない人の預金調査や財産調査をしてから、悪質である場合には差押えを行う。

(3) 44条に基づく一部負担金の減免制度について

一部負担減免要綱を創設してください。生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。一部負担金の減免制度の案内チラシ・申請書などは、行政窓口及び医療機関の窓口に置くなど、制度を広く住民に周知してください。

A：国は厚生省保険局長通知により地方に基準が示され、福井県でも2市町が実施していますが、あわら市についても今後実施に向けて、平成24年度に要領等の整備を行います。制度の周知についても了解しました。

4. 介護保険について

(1) 低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。特に、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮を強めてください。

A：坂井地区は、介護保険広域連合において事務を行っていることから、坂井市と歩調を合わす必要がありますが、今のところそういった話は出ていない。広域連合への申し入れの件については了解しました。

(2) 低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

A：現在、低所得者に対する利用料の減免制度があります。

(3) 介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、安定的な財政的な支援をしてください。

A：質問がなかったため、答えておりませんが、現在のところ考えてはいない。

5. 障害者控除認定制度について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

A：特に質問がありませんでしたが、当該者の日常生活自立度を見て判定しますので、すべての要介護認定者を障害者控除の対象とはできません。